

【耐震診断を義務付けられた建築物（耐震改修促進法附則第3条）】

用 途	規模要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
病院、診療所	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
展示場	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
遊技場	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
公衆浴場	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物に限る)